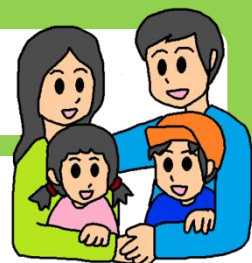


退職後の健康保険のご案内

在職時の保険証が使えるのは**退職日まで**です。
ご本人様で新たな健康保険への加入手続きが必要です。



Q1 退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

A1 国民健康保険 協会けんぽの任意継続 ご家族の健康保険(被扶養者) の3種類があります。

それぞれの手続き先および加入条件をご確認ください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険(被扶養者)
手続き先	お住まいの市区町村	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	ご家族様の勤務先
加入条件	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください	退職日までに被保険者期間が継続して 2か月以上 あること 退職日の翌日から 20日以内 に加入手続きを行うこと(郵送の場合は必着)	ご家族様が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ご家族様の勤務先にお問い合わせください

Q2 国民健康保険と協会けんぽの任意継続の保険料はどちらが安いですか？

A2 保険料の算出方法が異なります。**必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。**

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続
保険料の算出方法	<p>前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます。</p> <p>保険料の減免制度があります。</p> <p>※ 保険料減免対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 倒産・解雇などにより離職した方(雇用保険の特定受給資格者) ● 雇止めなどにより離職された方(雇用保険の特定理由離職者) <p>対象者は任意継続よりも保険料が安くなる場合があります。</p>	<p>退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定します。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 退職時の標準報酬月額 (2年間変わりません) </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> お住まいの都道府県保険料率 (改正される場合があります) </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 1ヶ月分の保険料 (上限があります) </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 退職後は事業主負担分も負担することになりますので、退職時の健康保険料の2倍となります(上限があります)。 ● 40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。 ● 保険料の減免制度はありません。

※ ご家族の健康保険(被扶養者)に加入した場合の保険料の負担は原則ありません。

Q3 任意継続で家族を扶養に入れたいのですが確認書類はありますか？

A3 扶養家族になる条件を満たしていることを確認するために、**身分関係および生計維持関係の確認できる書類の提出が必要**です。なお、退職(資格喪失)前に扶養家族であった方が、引き続き任意継続の扶養家族になる場合は、**身分関係の確認できる書類は省略**できます。また、扶養家族の申出を行う場合は、**申請書に扶養家族のマイナンバーの記入が必要**ですので、記入漏れのないようご注意ください。

Q4 任意継続の保険料はどのように納めるのですか？

A4 ①口座振替による毎月納付、②納付書による毎月納付、③前納による納付があります。

① 口座振替による毎月納付

ご指定の口座から毎月1日(1日が土日、祝日の場合は翌営業日)に引き落としさせていただきます。口座振替をご希望される場合、まずは資格取得申出書にて保険料の納付方法について「1.口座振替」を選択してください。その後、協会けんぽより任意継続の保険証をお送りする際、「口座振替依頼書」を同封いたしますので、別途手続きを行ってください。**手続きが完了いたしましたら、口座振替開始年月をお知らせするご案内をお送りいたしますので、開始年月前までは協会けんぽより送付される納付書にて納付してください。**

② 納付書による毎月納付

毎月初めに送付される納付書にて、納付書に記載されている納付期限までにコンビニエンスストア等で納付してください。

③ 前納による納付(納付書のみ)

事前に下記の期間を前納することができ、保険料が割引されます。

前納できる期間 4月分から9月分の6か月間(納付期限は3月末日)
 10月分から翌年3月分の6か月間(納付期限は9月末日)
 4月分から翌年3月分の12か月間(納付期限は3月末日)

※ 年度途中で任意継続に加入された場合は、資格取得した月の翌月から9月分まで、あるいは3月分までを納めることができます。ただし、前納の納付期限が資格取得月の月末になりますので、加入手続きの時期によってはご希望に添えない場合があります。

Q5 任意継続の保険料はいつの分から納付が必要ですか？

A5 任意継続の保険料は加入した月分から必要です。退職日の翌日(資格喪失日)より加入となり、加入が月の途中であっても1か月分の保険料を納めていただく必要があります(**日割り計算ではありません**)。また、お手続きの時期によっては、**初回に複数月分の納付書をお送りさせていただく場合がありますので、納付目的月、納付期限をご確認のうえ納付をお願いいたします。**

Q6 最後の給与から保険料が引かれていますか？

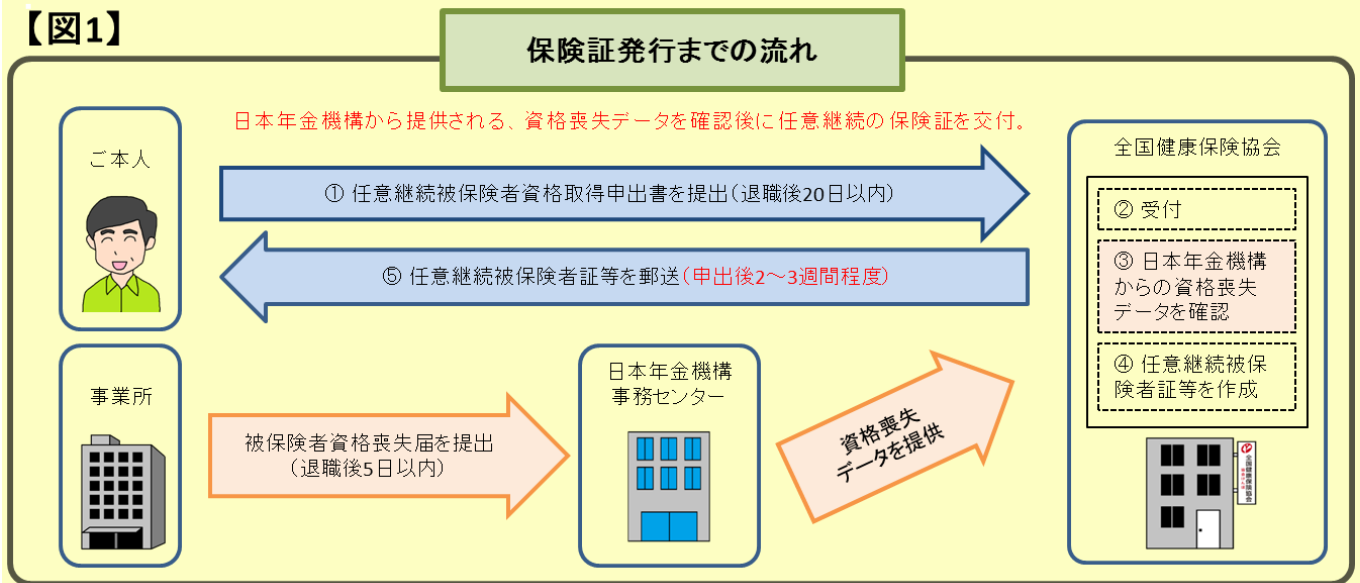
A6 多くの場合、給与で控除される保険料は「前月分」です。給与から引かれている保険料の詳細につきましては、お勤めされていた事業所へご確認ください。

Q7 任意継続の保険証はいつごろ届きますか？

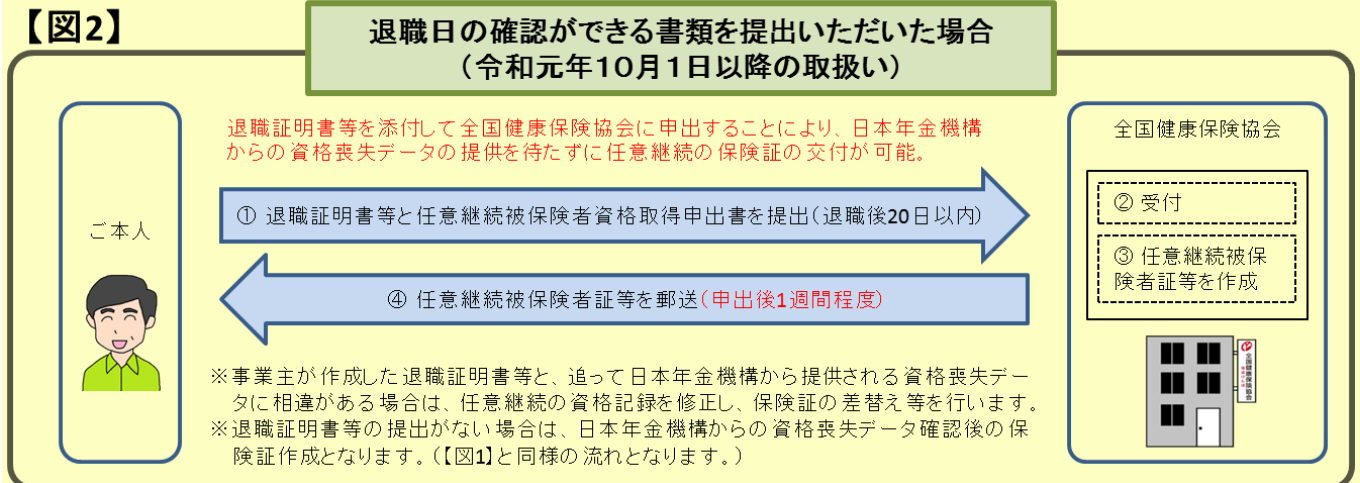
A7 日本年金機構において、お勤めされていた事業所から提出される「資格喪失届(保険証を添付)」の処理完了後に任意継続の保険証が作成できるようになりますので、約2~3週間後になります(【図1】参照)。事業所からの資格喪失届の提出が遅れた場合や、4月等退職者が多い時期は、保険証のお届けまでに3週間以上かかる場合がございます。

なお、令和元年10月以降、退職日の確認ができる証明書(退職証明書写し、雇用保険被保険者離職票写し、健康保険被保険者資格喪失届写し等、資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類)を提出いただくことにより、日本年金機構の資格喪失処理の完了を待たずに、任意継続の保険証が作成できるようになりました(【図2】参照)。

【図1】



【図2】



Q8 保険証が届くまでの間に病院に行きたいのですが？

A8 保険証の提示ができない場合は、一旦、医療費の全額を負担していただくことになりますが、後日協会けんぽへ①療養費支給申請書、②医療機関発行の領収書、③医療機関発行の診療明細書を提出していただくことで、健康保険負担分(7～9割)の払い戻しがうけられます。また、保険証の到着後、医療機関の窓口で精算できる場合もありますので、受診される医療機関へご相談ください。

※任意継続の保険証に記載される記号番号は、在職時の保険証の記号番号と異なります。

Q9 どのような時に任意継続の資格を喪失しますか？

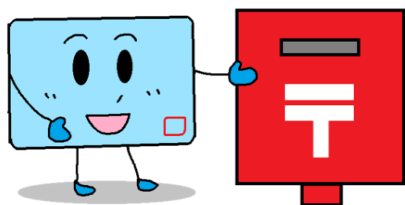
A9 加入期間は最長で2年間ですが、次のいずれかに該当した場合のみ資格を喪失します。

- 1 就職等により新たに健康保険等の被保険者となった場合
- 2 保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- 3 被保険者の方が後期高齢者医療制度に加入した場合
- 4 被保険者の方が死亡した場合
- 5 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合

協会けんぽからのお願い

在職時の保険証は必ずご返却いただきますようお願いいたします。

- ・ 退職日の翌日から在職時の保険証は使用できません。
- ・ 保険証は、退職時にご家族様分も含め、全員分を事業所に返却しましょう。
- ・ 速やかに退職後の健康保険の加入手続きをしましょう。
- ・ 保険証が変わったら、その旨をすみやかに病院へ伝えましょう。



任意継続の申請をされるお客様は郵送でご提出ください。

お客様の利便性の向上と事務処理の迅速化を図るため、郵送でのご提出にご協力ください。

任意継続健康保険の加入を希望される場合は

任意継続被保険者資格取得申出書および添付書類を、退職日の翌日から20日以内に(20日目が土・日・祝日の場合は翌営業日)必着で、ご自宅の住所地を管轄する協会けんぽの各都道府県支部まで送付してください。